

2025年4月30日(金)9:00からCRTスタジオで収録

憲法記念日には、日本国憲法を読んでみよう

— 憲法とは何か、憲法の学び方を考える —

開倫塾
塾長 林明夫

Q：今日は、5月3日(土)、憲法記念日ですね。折角の憲法記念日なので、今日は、憲法とは何かと、憲法の学び方をお話ください。

A：はい。＜日本国憲法制定の歴史＞

- (1) 日本国憲法は、第2次世界大戦の終戦1945年8月15日の翌年、1946年6月20日に、大日本帝国議会に、大日本帝国憲法の改正案として提出されてから、10月27日、衆議院が貴族院の修正を可決するまで、3カ月半にわたって審議されました。
- (2) さらに、枢密院に諮詢され、天皇の裁可などの、旧憲法による諸手続きを経て、1946年(昭和21年)11月3日に公布、1947年5月3日に施行されました。
- (3) ①そして、5月3日が、憲法記念日となりました。本年、2025年は、終戦、80周年。日本国憲法施行、78周年となります。
②この日本国憲法制定は、当時、日本を占領統治していたGHQのマッカーサー総司令官の指示によるものであったため、「GHQ憲法」「マッカーサー憲法」などとも呼ばれていました。
③ただし、この憲法は、大日本帝国憲法の改正手続きに基づき、帝国議会で審議など、正式な手続きを経て制定されたものです。この日本国憲法に改正すべき条項があれば、憲法の規定に従い、改正することが可能ですが、一度の改正もありません(94条)。

Q：憲法とはどのようなものですか。

A：国家の基本法、国家の最高の法規です(日本国憲法98条)。日本国憲法の前文では、憲法の基本原則を定めています。

- (1)「国民主権主義」
- (2)「永久平和主義」
- (3)「基本的人権尊重主義」

Q：この3つの憲法の基本原則の関係はどうなっていますか。

A：(1) 憲法前文では、「主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」それは、一つには、「諸国民の協和による成果と、自由のもたらす恵沢を確保し」ようと決意したこと(determined)、二つには、「政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こることのないように決意」したこと(resolved)に基づきます。

(2) これは、3つの基本原則の間に、目的と手段の関係が存することを示しています。

(3) 即ち、「国民主権主義」は、それ自身として貴重なのではなく、一方では、「国際的・国内的な自由の尊重」、他方では、「戦争の惨禍からの解放」、という目的を達し得る手段としてのみ意義があるということです。

Q：基本的人権について、憲法はどのように規定していますか。

A：日本国憲法の基本的人権の体系は次の通りです。

1. <個人権的基本権>

(1) 「精神的自由に関する基本権」

- ① 「思想及び良心の自由」(19条)
- ② 「信教の自由」(20条)
- ③ 「学問の自由」(23条)
- ④ 「表現の自由」(21条)

(2) 人身の自由に関する基本的人権

- ① 「法の正当な手続きの保障」(31条)
- ② 「不法な逮捕、抑留、拘禁、侵入、搜索、および押収に対する保障」(33条から35条)
- ③ 「拷問および残虐刑の禁止」(36条)
- ④ 「刑事被告人の権利」(37条～39条)
- ⑤ 「奴隷的拘束および苦役からの自由」(18条)

2. <社会的基本権>

(1) 経済的基本権

- ① 「居住・移転及び職業選択の自由」(22条)
- ② 「財産権」(29条)
- ③ 「勤労条件に関する基本権」(27条2項3項)

(2) 社会的基本権

- ① 「生存権」(25条)
- ② 「家族生活に関する基本権」(24条)
- ③ 「教育を受ける権利」(26条)
- ④ 「勤労の権利」(27条1項)
- ⑤ 「勤労者の団結権」(28条)

3. <基本権を確保するための基本権>

- (1) 「公務員の選定罷免権」(15条)
- (2) 「請願権」(16条)
- (3) 「裁判を受ける権利」(32条)
- (4) 「公務員の不法行為に基づく国および公共団体に対する賠償請求権」(17条)
- (5) 「刑事補償請求権」(40条)

4. <基本権の前提となる諸原則>

- (1) 「基本的人権の永久不可侵性」(11条)
- (2) 「基本的人権を保持利用する責任」(12条)
- (3) 「個人尊重の原則」(13条)
- (4) 「法の下での平等の原則」(14条)

Q：最後にお聞きします。この「憲法の名宛人」は誰ですか。日本国憲法は、誰に向けられて書かれたのですか。

A：(1) 日本国憲法第 99 条には、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他 公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」と「憲法尊重擁護義務」が、明記されています。

(2) 日本国憲法前文には、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげて、この崇高な理想と目的を達することを誓う」と明記されています。「この崇高な理想と目的」とは、日本国憲法が掲げる「崇高な理想と目的」と考えられます。「日本国民」も「憲法尊重擁護義務」はあると考えます。

(3) 毎年、5月3日の憲法記念日には、「日本国憲法」をじっくり読み、憲法とは何かを考えてまいりましょう。

.....

<ご参考>「憲法の勉強方法」

- (1) 日本国憲法の条文は、中学 3 年生「公民教科書」、高校 3 年生「政治経済教科書」、「六法全書」(学校図書館、公共図書館にあります)に掲載されています。インターネットでも検索できます。
- (2) ①憲法を勉強する時には、条文が出てきたら、その条文を、公民や政治経済の教科書、六法全書で確認し、声を出して読んで、スラスラ、何も見ないで、いえるまでにしましょう。書き取り練習もして、全部、覚えてしまいましょう。
②憲法記念日の新聞は、何種類かよく読み、今、何が問題になっているかを、調べてみましょう。
③最高裁判所や高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所などの裁判で、憲法に反しているかどうか議論され、裁判所の判決がなされる場合には、是非、新聞などで、その内容を読み、勉強なさることをおすすめします(憲法判例の勉強を)。
- (3) 折角なので、アメリカ憲法やアメリカ憲法のできた歴史も勉強、トランプ大統領の政治をアメリカ憲法の精神の観点から、考えてみましょう(アメリカ憲法の勉強を)。
- (4) ①新聞を毎日読んでいると、いろいろな国で、大統領や首相の選挙が行われています。
②カナダでは総選挙が行われ、カーニー首相が率いる与党が支持を伸ばしました。
③韓国も近々、大統領選挙が行われ、与野党で候補者の選出が行われています。
◎各国では、各国の憲法に基づき、選挙が行われ、国民の代表として、国会議員、首相や大統領が選出されます。
- (5) 日本だけではなく、世界各国の憲法にも、ぜひ興味を持ち、勉強してみてくださいね(比較

憲法の勉強を)。

- (6) 日本の国会、内閣、裁判所、地方自治体、外交は、すべて、日本国憲法に基づいて行われています。
- (7) 中学3年生の「公民」、高校3年生の「政治経済」、大学や短期大学、専門学校、専修学校、大学院などの「憲法」や「日本国憲法」の授業で、「憲法」を学ぶことができます。「放送大学」でも、正式な「憲法の授業」が数科目あります。
- (8) ○法学部法律学科や政治学部、国際学部、総合政策部などでは、学部や大学院、研究所などで、憲法に関する様々な分野の専門科目を学ぶことができます。
- (9) 「憲法概論」「人権」「統治機構」「比較憲法」「日本国憲法史」「アメリカ憲法」「EU憲法」「イギリス憲法」「憲法演習」「国法学」「情報と憲法」「教育と憲法」「憲法研究会(ゼミ)」「憲法特殊講義」などなど、数限りなくあります。
- (10) ◎憲法は、司法試験や、国家公務員試験、地方公務員試験はじめ、様々な国家試験の試験科目でもあります。受験生は、折角の機会なので、真剣に、憲法を勉強。憲法を身に付け、お仕事にお役立てください。
- (11) 憲法は学ぶ人が多いため、憲法の教科書や憲法判例集、演習本、問題集は山ほどあります。図書館や書店、古書店にも、憲法の本は、たくさんあります。よく探せば、文庫本、新書本にも、憲法の本はたくさんあります。
- (12) ①是非、これぞという、一冊を買い求め、手元に置き、熟読。一度学んだ憲法の本を、折に触れ、年に一度は、通読。
②憲法の勉強を、一生かけて、なさることをおすすめします。
③なぜか。憲法は、国の基本法、最高法規だからです。憲法を通して、国の政治、自治体の政治、安全保障や、外交、社会の在り方を考え、主権者として行動することが、公民の一人として、大切なことと考えます。

.....

今回の放送内容資料は、鵜飼信成著「憲法」岩波文庫、岩波書店、2022年6月15日刊を、参照しながら、取りまとめました。

本書は、ICU教授・鵜飼先生著の岩波全書「憲法」の復刊です。

高校時代に鵜飼先生のこの本で憲法を学んだ者の一人として、旧著が岩波文庫としてよみがえったことは、とてもありがたく感激です。この本がきっかけで、憲法に強い関心を持ちました。

日本国憲法の全条文が、最後に載っているので、とても助かります。名著ですので、皆様も、ぜひ、御一読ください。

2025年4月30日(木)5時28分